

香川県健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第15号**

香川県健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例

香川県健康生きがい中核施設条例（平成10年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(利用料金の収受) 第4条 略			(利用料金の収受) 第4条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。		
(利用料金の承認) 第5条 略			(利用料金の承認) 第5条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて、定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。		
別表（第4条、第5条関係） 1 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設			別表（第4条、第5条関係） 1 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設		
施設	単位	金額	施設	単位	金額
略			略		
多目的アリーナ	略	略	多目的アリーナ	略	略
トレーニングルーム	1人につき1回	500円			
	1人につき3月間	7,000円			
	1人につき6月間	14,000円			
	1人につき1年間	28,000円			
大会議室	1時間当たり	4,000円	大会議室	1時間当たり	2,000円
小会議室	1時間当たり	900円	小会議室	1時間当たり	500円
和室	1時間当たり	1,500円	和室	1時間当たり	1,000円
展示・情報室	1時間当たり	2,100円			
研修室	1時間当たり	1,000円			
エントランスホール	1時間当たり	800円			

附属設備及び器具	略
----------	---

2～5 略

附属設備及び器具	略
----------	---

2～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。